

## 肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱

	平成22年4月1日付け21農畜機第5342号
一部改正	平成22年7月16日付け22農畜機第1845号
一部改正	平成22年12月27日付け22農畜機第3810号
一部改正	平成23年3月18日付け22農畜機第4906号
一部改正	平成23年4月1日付け22農畜機第4965号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5136号
一部改正	平成26年3月31日付け25農畜機第5269号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5331号
一部改正	平成28年3月25日付け27農畜機第5535号
一部改正	平成29年3月7日付け28農畜機第6041号

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補填する事業に対して、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）とし、第2に定めるところにより事業を実施するものとする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

### 1 肉用牛繁殖経営支援事業

指定協会は、法第5条第3項に規定する四半期ごとの平均売買価格（以下「平均売買価格」という。）が第3の3の（3）に定める発動基準を下回った場合に、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が法第5条第1項に規定する保証基準価格（以下「保証基準価格」という。）を下回る場合は保証基準価格）の差額の4分の3に相当する額を肉用牛繁殖経営支援交付金（以下「支援交付金」という。）として交付するものとする。

### 2 肉用牛繁殖経営支援地域推進事業

指定協会は、1の事業の円滑な推進を図るため、推進会議、助言指導、生産者への交付通知書の送付業務等を行うものとする。

## 第3 事業の実施

### 1 実施要領の作成

指定協会は、第2の1の事業を実施する場合には、次の事項等を内容とする実施要領を作成し、都道府県を経由して、別紙様式第1号により独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業の趣旨
- (2) 事業の内容
- (3) 事業の実施
- (4) 補助金の交付手続
- (5) その他事業の適正な実施に必要な事項

### 2 事業参加申込書の作成等

この事業に参加しようとする対象子牛の生産者は、あらかじめ指定協会が別に定める事業参加申込書を作成し、肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）第3の5の（7）の農業協同組合又は農業協同組合連合会その他指定協会が都道府県の承認を受けたもの（以下「農協等」という。）を通じ、毎年度、指定協会に提出するものとする。

なお、事業参加申込書には、肉用子牛生産に係る合理化を促進するため、出荷月齢の短縮などコスト削減に向けた取組を併せて記載するものとする。

### 3 事業の要件

#### (1) 事業参加者

第2の1の事業の対象となる者は、指定協会と法第6条第1項の生産者補給金交付契約を締結している者とする。

#### (2) 対象子牛

第2の1の事業の対象となる牛は、法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る契約肉用子牛であって、指定協会が肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達。以下「運用通達」という。）第2の4及び5の販売又は保留を確認した肉用子牛とする。また、その品種区分については、施行通達の記の第3の2の（3）のア、イ及びウに規定する肉用子牛（肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通達の記の第2の8のなお書の規定を準用する。）とする。

#### (3) 発動基準

（2）の品種区分の発動基準は、次のとおりとする。

ア 黒毛和種の対象子牛にあつては46万円

イ 褐毛和種の対象子牛にあつては42万円

ウ 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（以下「その他の肉専用種」という。）の対象子牛にあつては30万円

### 4 支援交付金

#### (1) 支援交付金の単価（以下「交付単価」という。）の公表等

ア 交付単価については、3の（3）に定める発動基準と四半期ごとかつ3の（2）の品種区分ごとに告示される平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額に4分の3を乗じて得た額とする。その場合、金額に百円に満たない端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

イ 理事長は、四半期ごとかつ3の（2）の品種区分ごとに、アの交付単価を機構のホームページで公表するものとする。

#### (2) 支援交付金の算出

指定協会は、四半期ごとに、対象子牛の品種区分別の1頭当たりの（1）のアの交付単価に当該四半期の対象子牛の頭数を乗じて得られた額を事業参加者別に合計することにより、支援交付金を算出し、事業参加者に交付するものとする。

### 5 事業の委託

指定協会は、この事業の一部を農協等に委託して実施することができるものとする。この場合は、委託契約を締結するものとする。

## 6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度までとする。

## 第4 事業の推進指導等

- 1 指定協会は、都道府県及び機構の指導の下、農協等との連携に努めるとともに、本事業の趣旨を事業参加者に浸透させ、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、指定協会、事業参加者等に対する指導及び必要な支援に努めるものとする。
- 3 指定協会は、生産者補給金交付契約を締結している者に対して「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の1の（2）の点検シートを作成を促すこと等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。

## 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

指定協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の肉用牛繁殖経営支援事業補助金交付申請（兼概算払請求）書（以下「補助金交付申請（兼概算払）書」という。）を作成し、都道府県を經由して理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

指定協会は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の肉用牛繁殖経営支援事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書（以下「変更承認申請（兼概算払）書」という。）を作成し、都道府県を經由して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 指定協会は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、第2の1の事業に係る補助金にあつては1の補助金交付申請（兼概算払）書又は2の変更承認申請（兼概算払）書を、第2の2の事業に係るものにあつては、別紙様式第4号の肉用牛繁殖経営支援事業（肉用牛繁殖経営支援地域推進事業）補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）を、都道府県を経由して理事長に提出するものとする。

### 4 支援交付金の交付

機構から第2の1の事業の補助金の交付を受けた指定協会は、これを遅滞なく対象子牛を登録した事業参加者に交付するものとする。

### 5 事業の実績報告等

指定協会は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日までに、別紙様式第5号の肉用牛繁殖経営支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、都道府県を経由して理事長に提出するものとする。

### 6 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 指定協会は、機構に対して1の補助金交付申請（兼概算払）書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請（兼概算払）書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 指定協会は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 指定協会は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方

消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肉用牛繁殖経営支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（（2）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第7 事業の適正実施等

### 1 補助条件の遵守等

(1) 指定協会は、補助金適正化法等の法令及びこの要綱並びに補助金交付に当たって理事長が付した条件（以下「補助条件」と総称する。）を遵守しなければならない。また、指定協会は、事業参加者に対して、補助条件及び指定協会が作成する実施要領等の遵守を義務付けなければならない。

(2) 指定協会は、事業参加者が次に掲げる一つに該当する場合には、当該事業参加者に対し、支援交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した支援交付金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

ア 補助条件及び指定協会が作成する実施要領等に違反したとき

イ 指定協会と法第6条第1項の生産者補給金交付契約を締結している者でなくなったとき

ウ 第3の2の事業参加申込書に虚偽の記載をしたとき

エ 運用通達第2の2の生産者補給金交付契約の申込み、同第2の3の個体登録の申込み並びに同第2の4及び5の販売又は保留の申出に係る書類に虚偽の記載をしたとき

オ 運用通達第2の6の負担金の納付がなかったとき

カ 指定協会から事業実施状況及び事業実績について報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき

キ 故意又は重大な過失により運用通達第2の3の（1）のイの個体識別の措置を妨げたとき

ク 代表者又は役員等（事業参加者が個人の場合はその個人）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明したとき

ケ その他故意又は重大な過失により補助条件等に違反したとき

## 2 帳簿等の整備保管

指定協会は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、指定協会に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第8 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則（平成22年4月1日付け21農畜機第5342号）

- 1 本要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2 本要綱第3の3の（2）の対象子牛は、平成22年4月1日以降に運用通達第2の4及び5の販売又は保留を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成22年度第2四半期（7～9月）における黒毛和種に限り、本要綱第2の1中「法第5条第3項に規定する四半期毎の平均売買価格」とあるのは、宮崎県、鹿児島県及び熊本県（以下「特例対象3県という。」）を除く都道府県については、「法第5条第3項の規定の例にならい算定された平均売買価格に相当する金額（ただし、同項中にある肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって、農林水産大臣の指定するものについては、特例対象3県に所在する家畜市場を除いて同項の規定の例にならい算定するものとする。）」と読み替え、特例対象3県については、「法第5条第3項の規定の例にならい算定された平均売買価格に相当する金額（ただし、同項中にある肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって、農林水産大臣の指定するものについては、特例対象3県の各県に所在する家畜市場とし、それぞれ同項の規定の例にならい算定するものとする。）」と読み替え、本要綱第3の4の（1）の規定の運用に当たっても同様とする。
- 4 本要綱第3の3の（2）の対象子牛のうち、特例対象3県において、4月22日から6月30日までの間に満12月齢を迎えた黒毛和種については、同規定にかかわらず、7月1日から9月30日の間に家畜市場で販売した場合に限り、第2四半期の販売子牛として取り扱うこととする。なお、販売されなかった場合は、第1四半期において自家保留された子牛とする。

- 5 特例対象3県の県知事が、法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る契約肉用子牛に準じるものとして認定した子牛（特例対象3県において、4月22日から6月30日までの間に満12月齢を迎えた黒毛和種であって、7月1日から9月30日の間に家畜市場で販売したものに限る。）は、本要綱第3の3の（2）の規定にかかわらず同規定による対象子牛とみなして本要綱の規定を適用するものとする。

附 則（平成22年7月16日付け22農畜機第1845号）

本要綱の改正は、平成22年7月16日から施行し、平成22年4月22日から適用する。

附 則（平成22年12月27日付け22農畜機第3810号）

本要綱の改正は、平成22年12月27日から施行し、平成22年12月27日から適用する。

附 則（平成23年3月18日付け22農畜機第4906号）

本要綱の改正は、平成23年3月18日から施行する。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4965号）

- 1 この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱の第2の3の肉用牛繁殖経営支援推進事業の第6の5の（2）の実績報告及び第7の2の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5136号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本要綱第3の3の（2）の対象子牛は、平成25年4月1日以降に運用通達第2の4及び5の販売又は保留（以下「販売又は保留」という。）を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成24年度第4四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、この要綱による改正前の要綱に基づくものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5269号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度に実施した事業については、この要綱による改正前の規定は、



なお効力を有するものとする。

- 3 本要綱第3の3の(2)の対象子牛及び(3)の発動基準は、平成26年4月1日以降に運用通達第2の4及び5の販売又は保留を確認した肉用子牛から適用する。

附 則（平成28年3月25日27農畜機第5535号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本要綱第3の3の(2)の対象子牛は、平成28年4月1日以降に運用通達第2の4及び5の販売又は保留（以下「販売又は保留」という。）を確認した肉用子牛とする。
- 3 平成27年度第4四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、この要綱による改正前の要綱に基づくものとする。

附 則（平成29年3月7日28農畜機第6041号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度第4四半期以前に販売又は保留を確認した肉用子牛の発動基準は、この要綱による改正前の要綱に基づくものとする。

別表

事業名	補助対象経費	補助率
1 肉用牛繁殖経営支援事業	事業参加者に対して支援交付金を交付するのに要する経費	定 額
2 肉用牛繁殖経営支援地域推進事業	指定協会が行う事業の円滑な推進を図るための推進会議及び助言指導、生産者への交付通知書の送付等に係る経費	定 額

別紙様式第1号

肉用牛繁殖経営支援事業実施要領（変更）承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

肉用牛繁殖経営支援事業について、別添のとおり作成した（一部変更したい）ので、肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第3の1の規定に基づき承認申請します。

別紙様式第2号

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業補助金交付申請（兼概算払請求）書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、肉用牛繁殖経営支援事業を下記のとおり実施したいので、肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

（また、申請のとおり交付決定されたときは、同要綱第2の1の事業に係る補助金について、金 円を概算払により交付されたく、同要綱第6の3の規定に基づき請求します。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙のとおり。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		今回概算払 請求額	備考
		機構補 助金②	その他 ③		
1 繁殖経営 支援事業					
2 地域推進 事業					
合 計					

(注) 指定協会において、事業の一部を委託する場合には、委託費を内数として括弧書きすること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                   平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日           平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店   〇〇預金   口座番号〇〇〇   口座名義〇〇〇

6 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業実施（変更）計画書

1 肉用牛繁殖経営支援事業

(1) 平成 年度 販売・保留見込頭数

品種区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	合計
見込頭数				

(2) 肉用牛繁殖経営支援事業（支援交付金）の遂行状況

区分	品種区分	交付対象		支援交付金交付申請	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (頭/円)	交付申請額 (円)
平成 年度 第1四半期 (平成 年 4～6月分)	黒毛和種	( )	( )		( )
	褐毛和種	( )	( )		( )
	その他の肉専用種	( )	( )		( )
	小計	( )	( )	—	( )
	当期不足額				
.....					
今回概算払 請求額	不足額の合計			—	
	交付金額			—	
	今回概算払請求額			—	

(注) 1 既概算払の交付対象頭数に変更（追加）が生じた場合は、括弧内に  
変更前の交付対象頭数を記入し、当該期間に係る支援交付金の不足額  
を計算すること

2 不足額の精算は原則として、直前四半期分に限ることとし、頭数変更  
の理由書（様式任意）を添付すること

2 肉用牛繁殖経営支援地域推進事業

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

- (注) 1 備考欄には、事業費の積算根拠等を記載すること。  
 2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を  
 ( ) 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛繁殖経営支援事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

（また、申請のとおり変更交付決定されたときは、同要綱第2の1の事業に係る補助金について、金 円を概算払により交付されたく、同要綱第6の3の規定に基づき請求します。）

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙のとおり。

（注）別紙様式第2号の別紙に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記すること。



### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		既概算払 済額	今回概算 払請求額	備考
		機構補 助金②	その他 ③			
1 繁殖経営 支援事業						
2 地域推進 事業						
合 計						

(注) 1 指定協会において、事業の一部を委託する場合には、委託費を内数として括弧書きすること

2 補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記すること

### 4 事業実施期間

(注) 別紙様式第2号の記の4に準じて記入すること

### 5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇 口座名義〇〇〇

別紙様式第4号

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業（肉用牛繁殖経営支援地域推進事業）概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛繁殖経営支援事業（肉用牛繁殖経営支援地域推進事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定額		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	平成 年 月 日現在 機構補 助金出 来高 (④/②)	残額 ②-⑤ -⑥	備考
	事業費 ①	機 構 補助金 ②	事業費 ③	機 構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①					
	円	円	円	円	%	円	円	%	円	
計										

(注) 肉用牛繁殖経営支援事業について記載すること

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

3 添付書類

請求時点での月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

別紙様式第5号

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛繁殖経営支援事業について、下記のとおり実施したので、肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第6の5の規定に基づきその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機 構 補助金	その他	
合計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	既概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

## 別紙

## 平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業実績書

## 1 肉用牛繁殖経営支援事業

区 分	品種区分	交付対象		支援交付金交付額	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (円/頭)	交付額 (円)
平成○年度 第1四半期 (平成○年 4～6月分)	黒毛和種				
	褐毛和種				
	その他の肉専用種				
	小 計			—	
////////////////////////////////////					
合 計	黒毛和種			—	
	褐毛和種			—	
	その他の肉専用種			—	
	合 計			—	

- (注) 1 四半期ごとの交付対象人数の小計の欄には、正味の人数を記入すること。
- 2 合計の品種区分ごとの交付対象人数の欄には、四半期ごとの品種区分別の交付対象人数をそれぞれ単純合計した人数を記入すること。
- 3 合計の交付対象人数の合計欄には、注2により算出した品種区分別の交付対象人数を単純合計した人数を記入すること。

## 2 肉用牛繁殖支援地域推進事業

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

- (注) 1 備考欄には、事業費の積算根拠等を記載すること。
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第6号

平成 年度肉用牛繁殖経営支援事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の  
あった肉用牛繁殖経営支援事業補助金について、肉用牛繁殖経営支援事業実施  
要綱第6の6の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円  
を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第  
179号)第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日農畜機第 号  
による補助金額の確定通知額) 金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

注:記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員  
分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料